

# 告 示

## 埼玉県選管告示第八十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和三年十一月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人積仁会 介護老人保健施設あさひヶ丘	埼玉県日高市大字森戸新田九十 九番地一